

## 討 論

2015年3月19日

森脇ひさき

私はただいま議題となっている議案のうち16件、陳情のうち4件について、委員長報告の通り決することに反対する立場で、その理由を述べさせていただきます。

まず、議第1号、平成27年度岡山県一般会計予算です。わが党はこれまで、苫田ダムの余り水への支出など、巨大開発のツケを県民に押しつける政治に反対し、福祉や教育とともに、地域に根ざしたすべての産業への支援を重視するよう求めてきました。そうすることが、OECDも指摘する格差の是正・縮小をはかり、地域経済をあたためる最も大きな力になると確信しているからです。

残念ながら知事提案の来年度予算は、従来から指摘している問題ある支出はそのままであり、競争をいっそう激しくしかねない教育施策、大きな企業や力持ち企業に集中した産業施策が含まれる一方、くりかえし改善を求めてきた障害者医療費公費負担制度の改善や県民生活に明るい展望がもてる施策の拡充はみられませんでした。

県民の暮らしはもちろん、真に子どもの立場に立った教育、地域に根差してがんばる地場産業、農林水産業や中小零細事業者、そういうところにしっかり軸足をおいた政治に舵を切り替えるべきだという立場から、本議案に反対いたします。

関連する議第8号、11号および18号についても反対します。議第18号、岡山県広域水道企業団出資には、過剰な水需要予測のもとに建設した苫田ダムの余り水への支出が含まれています。この余り水について、わが党は、「治水など他の目的に振り替えること」「国への買い上げを求めること」など求めてきました。厳しい財政状況であり、ムダ遣いをやめてほしいという県民の思いに照らせば、知恵をつくして一刻も早くこの問題を解決することが求められていると考えます。

また議第131号、137号および議第139号についても、同様の理由で反対します。

次に、県民の暮らしに関係する議案について意見を述べます。県民のみなさんとお話しをすると、「生活が厳しくなった」「年金が減らされ苦しいうえに、消費税が上がり、物価が上がり、負担が増えた」——悲しいかな、このような話をたくさんうかがいます。

先般亡くなられた菅原文太さんが沖縄での集会で次のように述べています。

「政治の役割はふたつあります。1つは、国民を飢えさせないこと、安全な食べ物を食べさせること。もう1つは、これが最も大事です。絶対に戦争をしないこと」なかなか感動的な言葉でした。

いま政治は、「くらしを何とかしてほしい」という多くの県民の声に応える必要があります。そういう視点で議案をみてみますと、議第35号および43号から47号は、利用料・使用料の値上げや新たな介護制度により県民にさらに負担を押し付けるもので、容認することはできません。

議第22号、岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例は、昨年10月の人事委員会勧告にもとづき給与制度を総合的に見直し削減しようとするものです。公務員給与の削減は民間給与の削減にもつながり、デフレ脱却策にも反するものであり、これについても認めることはできません。

さて、以上の案件のほか、今議会は、任期中最後の議会ということで、多くの請願・陳情が採否保留となっています。いくつかの案件について意見を述べさせていただきます。

まず、津山市での米軍機の低空飛行による土蔵崩壊も、事件から4年が経過しました。米軍は、訓練中の事故としながらも、責任を認めようとせず、日本政府は被害者の立場に立った米軍との交渉を避け続けています。陳情第59号は採択し、県議会として、被害を受けた県民への補償を国および米軍に強く求めるべきだと考えます。また、東日本大震災と原発事故から4年、被災者の多くの方々は、いまなお不自由な暮らしを余儀なくされています。原発事故被災者への適正な支援を求める陳情第103号についても採択するべきです。

重度心身障害者医療費公費負担制度の改善を求める陳情第136号については、一般質問でも何度もとりあげてきましたが、重度の障害がある人たちに大きな負担を長年にわたって強いていることに、痛みを感じないのでしょうか。これについてもただちに採択を求めます。

今年の春闘もヤマ場を迎えています。また、国会では、「日本を世界一企業が活動しやすい国にする」という安倍政権のもと、「生涯派遣」「残業代ゼロ」の制度が導入されようとしています。人間らしく働ける雇用のルールを充実する立場から、陳情第119号および126号についても、ただちに採択するよう求めます。

採否保留となった陳情の最後は、政務活動費の収支報告書をホームページで公表することを求める陳情第138号についてです。来年度支出分から全領収書を公表する条例改正がなされましたが、透明性と県民の利便性をさらに高める立場から、これについても採択を求めます。

討論の最後は、のちほど議題となる議第 60 号、教育長の任命同意について、反対の立場から理由をのべます。

昨年6月に成立した「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」のねらいは、国の方針と首長の考えにもとづいて「教育の大綱」を決めさせ、教育委員会をそれに従わせるというところにあります。首長の政治的考えをより反映しやすくするため、これまでの教育委員長はなくし、首長が任命する教育長がトップとなります。

知事は「教育県岡山の復活」をかかげ、教育現場に自ら足を運ばれ、教員増員を求めて文部科学省へ出向かれたり、困難をかかえる家庭を支援するためにスクールソーシャルワーカーや学習支援員を配置・増員されるなど、これらについては大きく評価しています。

一方、私がもっとも落胆したのは昨年大きな問題となった、奨励金をつけて競争を激しくする「頑張る学校応援事業」です。もちろん、すぐれたとりにくみについて学びあい、普及することは必要なことです。しかし、奨励金をつける、しかも「成果をあげたところ」というのは、教育上もっともふさわしくないことだと思います。多くの市町村長および市町村教育委員会から疑問の声があがったのは当然のことです。ところが、知事も教育委員会も、そのまま事業を実施しただけでなく、次年度も継続しようとしています。こういう、知事の「暴走」とまでは言いませんが、首をかしげるケースがあった場合、教育委員会にはブレーキの役割も必要だと思います。

そもそも教育は、子どもの成長・発達のための文化的な営みです。それは、教員と子どもとの人間的な触れ合いを通じて行われるもので、自由や自主性が欠かせません。何をどう教え、どうとりくむかは、関係する学問や教育学に基づく必要があると思います。だからこそ、現憲法のもとでは、教育内容への政治介入・支配は厳しく戒められているわけです。教育委員会制度改革に関する国会の議論のなかで、政府も、法の運用にあたっては、首長による教育内容への政治介入が好ましくないことを認めています。

以前にも申しましたが、私は、教育長はじめ教育委員のみなさんが、憲法と教育基本法、子どもの権利条約の精神に立って、地域住民や学校現場の多様な教育要求を施策に反映させ、教育の自主性を大切にす

る機関として、その役割を存分に発揮していただくことを期待しています。そういう立場から、今後の教育行政への戒めとして、今回の教育長任命同意については反対いたします。

以上で討論を終わります。